

令和6年分所得税確定申告及び令和7年度市・県民税申告 申告相談・受付会場と期間のお知らせ

市・県民税申告(給与・年金のみ)の相談受付期間

所得がない方や所得が給与及び年金のみで所得税の申告が不要な方の市・県民税の申告相談及び申告書の提出は、2月4日(火)以降税務課及び各支所で随時受付します。

所得税確定申告と市・県民税申告(上記以外)の相談受付期間

整理券配布時間は、全会場 午前8時30分～正午・午後1時～午後4時です。
(当日分整理券がなくなり次第、配布終了になります。)

相談受付時間は、全会場 午前9時～11時・午後1時～午後4時です。

申告相談は、■ ■ の期間のみ相談を受付します。

最終日 17 日の受付は
市民窓口館のみで、正
午までとなります。

所得税確定申告と市・県民税申告の相談受付期間

会 場	2月														3月																
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
市民窓口館																															
学びの杜 みさか																															

！ 注意事項 ！

- ※ 土・日・祝日を除きます。ただし、3月2日(日)に限り、市民窓口館申告会場で受付します。
- ※ 3月17日(月)は市民窓口館のみ受付となります。受付は正午までとなります。
- ※ 相談会場により受付期間が異なります。受付期間外は申告の相談ができません。
- ※ お住まいの地域に関わらず、市内どちらの申告会場でも相談ができます。
- ※ ご自身で作成済みの申告書の受付は、2月17日～3月17日(正午まで)の期間中随時行います。
- ※ 混雑状況等により、締切時間を早めさせていただく場合がございますので、ご了承ください。

●問合せ先● 笛吹市役所 税務課 市民税担当 電話055-261-2025(直通)

山梨税務署での確定申告書の受付は2月17日～3月17日、夢わーく山梨で開催されます。(土・日・祝日を除く)

※3月2日(日)は甲府税務署で確定申告書の作成相談会場の開設をしています。またパソコン・スマホから行う e-TAX(電子申告)の利用もおすすめています。ぜひ、ご活用ください。

●問合せ先● 山梨税務署 電話0553-22-1411(自動音声に従い「2番」を押してください)

うら面に続く

申告相談・受付の際の持ち物

市の申告会場には、次のものをご持参ください。なお、混雑具合により順番が来るまでお待ちいただく場合がありますので、時間に余裕をもってお越しください。

1 マイナンバーカード

※マイナンバーカードをお持ちではない方は、次の①②をお持ちください。

- ① 番号確認書類（通知カード、マイナンバーの記載がある住民票）と、
- ② 身元確認書類（運転免許証、パスポート、保険証など）が必要です。

2 所得を証明できる書類（令和6年1月から令和6年12月まで）

- (1) 給与所得者・・・源泉徴収票
- (2) 事業等の所得のある方・・・白色申告者：収支内訳書または帳簿書類等
青色申告者：作成済みの青色申告決算書
- (3) 公的年金受給者・・・公的年金等の源泉徴収票

3 配偶者や親族を扶養にとる場合及び事業専従者がいる場合 その方のマイナンバーがわかるもの（写しは不要）

4 控除関係書類

（社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除等）

※医療費控除を受ける場合には、領収書の代わりに“医療費控除の明細書”の添付が必要です。領収書での受付はできません。

5 通帳など振込先口座がわかるもの（申告者本人の口座に限ります）

※申告により所得税の還付が見込まれる方はご持参ください。

◎所得税確定申告をされる方のうち、雑損控除、譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）未作成の譲渡所得（総合・分離）、株式、先物取引、仮想通貨、住宅借入金等特別控除の1年目、準確定申告、令和5年分以前の申告がある方は、税務署の申告書作成相談会場（夢わーく山梨）で申告してください。

その他、申告の内容によって市の会場では受付することができない場合もありますが、予めご了承ください。

◎申告の内容は、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度などの保険税（料）の算定及び負担区分の判定などに必要な賦課資料になります。

◎国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方は、令和6年中の収入（所得）がなかった場合でも申告をしてください。申告がないと所得が少ない世帯が受けられる保険税（料）の軽減（割引）の制度を受けることができません。

◎上場株式等の配当所得及び譲渡所得等について、令和6年度（令和5年分）以降、所得税と市・県民税の課税方式を一致させることとなり、異なる課税方式を選択することができなくなりました。確定申告したこれらの所得については、市・県民税の合計所得金額にも算入されますのでご注意ください。上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の申告は令和7年度の市・県民税納税通知書が送達される日までに行ってください。（期限を過ぎると市・県民税の計算に反映させることができません）